

**地方公共団体における「市場化テスト」導入の
環境整備に向けての調査 報告書**

平成 20 年 3 月
内閣府 公共サービス改革推進室
(委託先 財団法人 日本経済研究所)

《《《 目 次 》》》

はじめに	1
1. 地方公共団体の「市場化テスト」に関する整理	3
2. 「市場化テスト」の取組状況の把握	16
3. 「市場化テスト」の実務的課題	30
(1) 対象事業の選定	31
(2) 公共サービスの質の設定と評価	33
(3) 官のコスト	43
(4) モニタリング	48
(5) その他	52
4. 官民競争入札について	58
5. 報告書の取りまとめにあたって	62

はじめに

平成 18 年 7 月 7 日に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下「公共サービス改革法」という）が施行され、わが国においてもいわゆる「市場化テスト」が実施されることとなった。「市場化テスト」は、既に米国、英国、豪州等の諸外国で、公共サービスの質の維持向上と経費の削減のための手法として相当の成果を上げており、国のみならず地方公共団体においても行政改革の手法として注目されているところである。

地方公共団体における「市場化テスト」の導入に関連して、公共サービス改革法では、国は地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるもの（法第 4 条第 2 項）とされており、制度の活用に向けては、地方公共団体への情報提供や調査研究が求められている。

本報告書は、上記のような趣旨から、地方公共団体における「市場化テスト」の導入がより円滑に進むよう、平成 19 年 6 月から平成 20 年 1 月までの 5 回にわたり内閣府が研究会を開催し、「市場化テスト」導入を検討する地方公共団体や官民競争入札等監理委員会地方公共サービス部会の専門委員等の協力を得て、導入にあたっての共通課題の整理、検討を行い、その結果をまとめたものである。

◆開催状況

第 1 回 H. 19. 6. 18	・ 研究会の進め方について
第 2 回 H. 19. 7. 13	論点 1. 「市場化テスト」になぜ取り組むのか ・ 「市場化テスト」の意義、他の手法との使い分け、 ・ 「市場化テスト」によって目指すもの ・ 「市場化テスト」の成果、実践例
第 3 回 H. 19. 8. 28	論点 2. 「市場化テスト」の実務的課題 ・ 公共サービスの質の設定と評価について ・ 官のコスト把握について
第 4 回 H. 19. 10. 26	・ 公共サービスの質の設定と評価について ・ 官のコスト把握に関する実務的課題について ・ モニタリングについて ・ 「市場化テスト」をめぐるその他の実務的課題について
第 5 回 H. 20. 1. 17	・ モニタリングについて 論点 3. 官民競争入札の実施にあたっての課題

※研究会の資料は、内閣府 公共サービス改革推進室のホームページ（地方公共サービス部会内：<http://www5.cao.go.jp/kanmin/kaisai/bukai/bukai.html>）<地方公共団体との研究会>からダウンロード可能。

◆参加者

○地方公共団体

北海道、東京都、埼玉県、愛知県、大阪府、和歌山県、岡山県、
中野区、足立区、横浜市、多治見市、堺市、倉敷市、佐賀市

○専門委員等

稲沢 克祐 専門委員（関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授）

佐藤 徹 専門委員（高崎経済大学地域政策学部地域政策学科准教授）

○（オブザーバー）

福嶋 浩彦氏（中央学院大学客員教授）

岸 道雄氏（立命館大学政策科学部教授）

宮地 義之氏（(財)日本経済研究所調査局調査第二部副部長）

本報告書は、「市場化テスト」導入に取り組む各地方公共団体の意見を直接聞き、導入にあたっての直面する実務的な課題を中心に整理を行ったものであり、今後「市場化テスト」導入を検討する多くの地方公共団体にとって参考となることを期待している。

1. 地方公共団体の「市場化テスト」に関する整理

本章では、既に「市場化テスト」を導入している諸外国での導入背景やその成果、わが国における制度導入の目的や民間活力の導入状況等を概観し、地方公共団体における「市場化テスト」への取組環境を整理する。

(1) 「市場化テスト」の理念と意義

① 「市場化テスト」とは

「市場化テスト」は、1970年代以降、構造的な不況に陥った各国政府が導入した新公共経営（New Public Management：NPM）の流れで生み出された行政改革手法の1つである。国によって制度や手法に違いはあるものの、その仕組みとしては、ある公共サービスの提供について、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担うという考え方は共通である。

なお、現在日本で一般的に使われている「市場化テスト」という用語は、1990年代に英国中央政府で実施されていた官民競争入札の名称であった“market testing”もしくは“market test”の邦訳といわれている。

図表 諸外国の取組事例

国	名称	「市場化テスト」実施の経緯	導入業務
米国	Competitive Sourcing 他に、Marketization, Public-Private Competition, Managed Competition	○政府による独占ではなく、市場にて提供可能なすべての業務は、官民競争により最適な供給者を選定。 ○地方レベル：80年代以降本格化 ○連邦レベル：90年代以降本格化	飛行場運営 上下水道運営 公共輸送システム 行刑施設運営 統計分析 等
英国	80年代 Compulsory Competitive Tendering 90年代 Market Testing, Market Test	○80年代以降、地方政府での強制競争入札制度が段階的に導入。中央政府にも90年代初頭に導入。 ○97年以降、強制的側面は払拭されたが、ベスト・バリュー政策の一環として、サービスの価格及び質を考慮する官民競争入札の考え方は存続。	公共施設運営 道路維持管理 清掃廃棄物収集処理 行刑施設運営 等
豪州	Competitive Tendering and Contracting	○95年、連邦及び全州政府が、公共サービスの提供についても競争を促進するべく国家競争政策改革を実施。 ○この結果、連邦・地方双方で、官民競争が多様な形で実践されている。	失業者就労支援 公園管理 旅券申請の受領及び手数料徴収等

出典：内閣府 公共サービス改革推進室編 「詳解 公共サービス改革法 Q&A「市場化テスト」ぎょうせい (2006.7) (一部加筆)

諸外国での「市場化テスト」は、地方公共団体レベルでも導入が図られており、米国のインディアナポリス市では、「市場化テスト」の導入により、財政の健全化や組織・職員の活性化、地域経済の活性化等、大変高い効果を発揮したことが報告されている。

図表 インディアナポリスの「市場化テスト」

概要	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴールドスミス市長(1992年～1999年の8年間)が導入。 ● 公共サービスが非効率な原因を「官が事業を行うから」ではなく、「競争がないから」ととらえ、「市場化テスト」を導入。 ● 小規模な事業から実験的に実施し、空港の運営など大規模なものへも展開。 ● 財政縮小均衡、職員の解雇及び待遇引き下げというマイナスイメージを払拭し、サービス向上、コスト削減及び待遇改善を同時に達成。 																											
効果	<p>①政権8年間で累計4億 2000万ドルの財政負担軽減。1年当たり換算:1992年予算規模(約4億 5000万ドル)の約9分の1に相当。</p> <p>②4回にわたる固定資産税の引き下げ。</p> <p>③10億ドルのインフラ投資を実施。都市問題に対応。</p> <p>④財政健全化 ー米国大都市で唯一、市債の格付け最上級(AAA)取得</p> <p>⑤組織、職員の活性化 ー待遇改善、サービス水準向上</p> <p>⑥地域経済の活性化 ー1999年には失業率が2.3%に低下</p>																											
事例	<p>■代表的な事例</p> <table border="1" data-bbox="284 1055 1401 1583"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 1055 608 1093">対象業務</th> <th data-bbox="608 1055 735 1093">落札者</th> <th data-bbox="735 1055 1401 1093">受注者の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1093 608 1131">市道維持補修</td> <td data-bbox="608 1093 735 1131">官</td> <td data-bbox="735 1093 1401 1131">市の公共事業部門が落札</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1131 608 1216">下水道料金の徴収事業</td> <td data-bbox="608 1131 735 1216">民</td> <td data-bbox="735 1131 1401 1216">電気会社などの他の公益事業会社も入札に参加。水道会社が最終的に落札。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1216 608 1254">空港運営業務</td> <td data-bbox="608 1216 735 1254">民</td> <td data-bbox="735 1216 1401 1254">民間4社と公団職員チームが入札に参加。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1254 608 1292">下水道処理施設運営</td> <td data-bbox="608 1254 735 1292">民</td> <td data-bbox="735 1254 1401 1292">大手下水道処理企業など5社が入札に参加。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1292 608 1377">ごみ収集</td> <td data-bbox="608 1292 735 1377">官・民</td> <td data-bbox="735 1292 1401 1377">市内を11区に区分。うち1区は市直轄運営地区とし、残り10区につき入札を実施。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1377 608 1415">ゴルフコース運営</td> <td data-bbox="608 1377 735 1415">民</td> <td data-bbox="735 1377 1401 1415">プロゴルファーの団体が落札。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1415 608 1500">車両保守・維持</td> <td data-bbox="608 1415 735 1500">官</td> <td data-bbox="735 1415 1401 1500">米国最大規模の車両維持サービス企業が3社も参加した入札で市の担当部局が落札。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1500 608 1583">建物管理(警察、消防、刑務所、オフィス等)</td> <td data-bbox="608 1500 735 1583">官</td> <td data-bbox="735 1500 1401 1583">民間のビル管理業者との競争入札の結果、郡ビル管理公団が落札。</td> </tr> </tbody> </table>	対象業務	落札者	受注者の概要	市道維持補修	官	市の公共事業部門が落札	下水道料金の徴収事業	民	電気会社などの他の公益事業会社も入札に参加。水道会社が最終的に落札。	空港運営業務	民	民間4社と公団職員チームが入札に参加。	下水道処理施設運営	民	大手下水道処理企業など5社が入札に参加。	ごみ収集	官・民	市内を11区に区分。うち1区は市直轄運営地区とし、残り10区につき入札を実施。	ゴルフコース運営	民	プロゴルファーの団体が落札。	車両保守・維持	官	米国最大規模の車両維持サービス企業が3社も参加した入札で市の担当部局が落札。	建物管理(警察、消防、刑務所、オフィス等)	官	民間のビル管理業者との競争入札の結果、郡ビル管理公団が落札。
対象業務	落札者	受注者の概要																										
市道維持補修	官	市の公共事業部門が落札																										
下水道料金の徴収事業	民	電気会社などの他の公益事業会社も入札に参加。水道会社が最終的に落札。																										
空港運営業務	民	民間4社と公団職員チームが入札に参加。																										
下水道処理施設運営	民	大手下水道処理企業など5社が入札に参加。																										
ごみ収集	官・民	市内を11区に区分。うち1区は市直轄運営地区とし、残り10区につき入札を実施。																										
ゴルフコース運営	民	プロゴルファーの団体が落札。																										
車両保守・維持	官	米国最大規模の車両維持サービス企業が3社も参加した入札で市の担当部局が落札。																										
建物管理(警察、消防、刑務所、オフィス等)	官	民間のビル管理業者との競争入札の結果、郡ビル管理公団が落札。																										

出典:内閣府 公共サービス改革推進室編 「詳解 公共サービス改革法 Q&A「市場化テスト」」ぎょうせい(2006.7)

②日本での導入と目的

国および地方の財政は依然厳しい状況にある中で、これまで政府が大きな役割を果たしてきた制度について見直し、行政部門の徹底した効率化、経費削減を通じた「簡素で効率的な政府」を実現することは、わが国全体にとって喫緊かつ最重要課題の一つとなっている。

他方、社会構造の成熟化につれて、国民の公共サービスに対する要望は、以前にも

増して高くかつ多様化している。こうした要望に限られた財源で対応するために、より効率的な公共サービスの提供が求められているところである。

この課題を解決するために、これまで公共サービスの民間開放の観点から、PFIや指定管理者制度などの民間開放・民間活用の手法が導入され一定の実績をあげてきたところである。しかし、対象分野が限定的なことや法律の規制等の制約もあり、公共サービスの改革の実施というには不十分な面もあった。

そこで、このような課題を解消し、今まで官が担ってきた公共サービス全般について、より横断的・網羅的な手法を構築するため、平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画（改定）」において、「市場化テスト（官民競争入札制度）」の本格的導入に向け、法的枠組みも含めた制度整備の検討と、国における3分野8事業のモデル事業の実施」が盛り込まれた。

そしてこれを受け、いわゆる「市場化テスト」に関する法律、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下「公共サービス改革法」という）が誕生し、平成18年7月に施行されることとなった。

公共サービス改革法では、「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化するために、公共サービスを不断に見直し、公共サービスの質の維持向上と経費の削減をともに実現することを目的としている。これを具体化するため、公共サービス改革法では、従来、官がその大部分を担ってきた公共サービスの実施について、官と民が対等に競争し、質及び価格の両面から評価して最も優れた者にそのサービスの実施を担わせる仕組みとして、官民競争入札又は民間競争入札（以下「官民競争入札等」という）の措置を規定している。

③公共サービス改革法の理念と意義

公共サービス改革法は、

- 公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として行う
- 公共サービス全般についての不断の見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等又は地方公共団体の事務または事業として行う必要のないものは、廃止する

の2点を基本理念としている。

このため、わが国の「市場化テスト」は、単なる公共サービスの委託先を選定するための手段ではなく、対象とする公共サービスの選定から、官か民かの担い手の選定（役割分担）、事業実施後の見直しまでを通じ、その過程において第三者機関が関与すること等により公共サービス全体のあり方を問う一連のシステムとして機能する制度となっている点に意義があるといえる。

(2) 地方公共団体における「市場化テスト」の実施

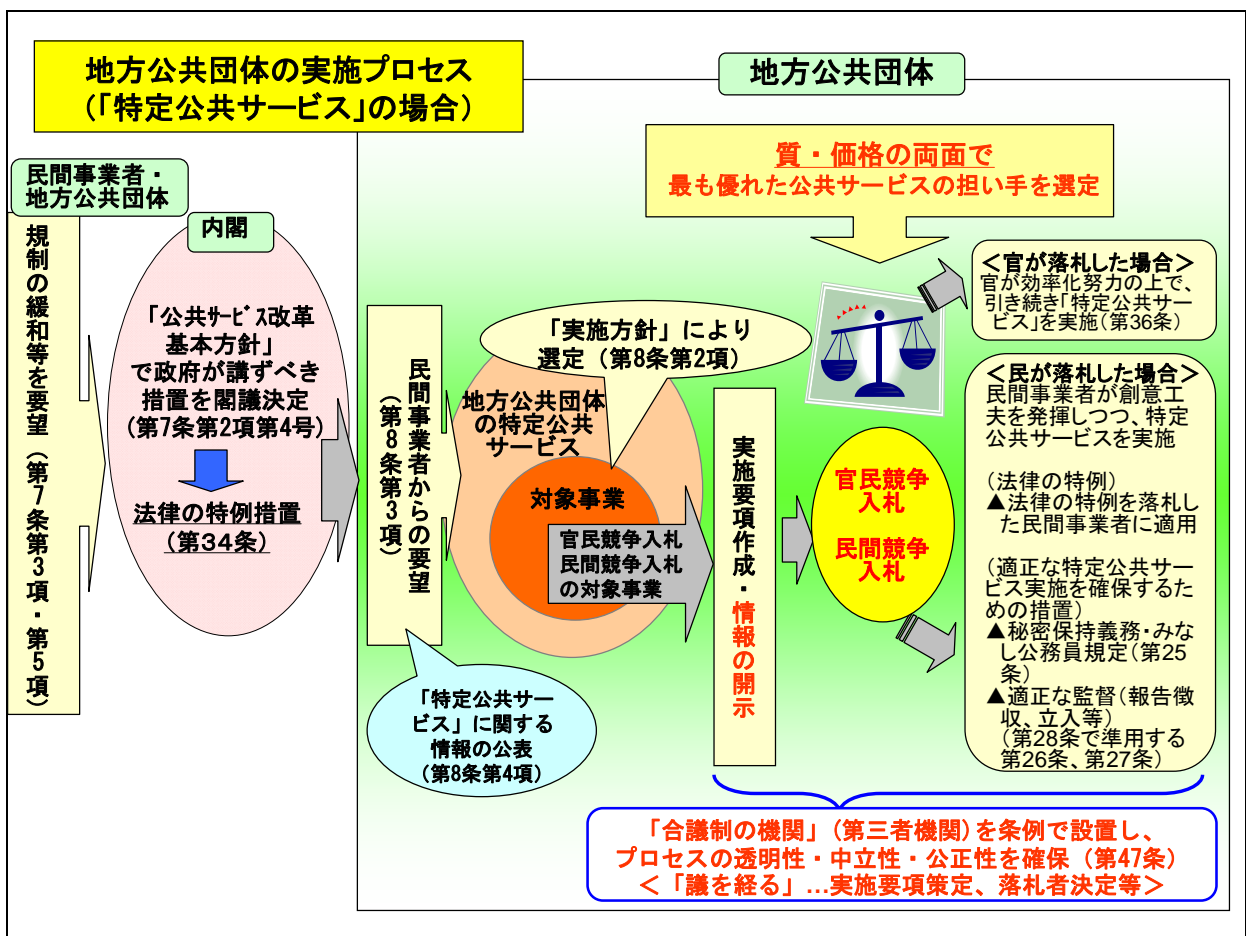
①地方公共団体における公共サービス改革法の適用

公共サービス改革法に基づき、地方公共団体において官民競争入札等を導入するかどうかについては、地方自治の本旨を踏まえ、各地方公共団体の自主的な判断に委ねることとされている。(法第4条第2項)

地方公共団体が、公共サービス改革法に示す官民競争入札等を行う場合、法律上の制約があるものについては、公共サービス改革法で法律の特例を規定しており、その特例を適用する必要があるので、法に規定する手続きに従って官民競争入札等を実施する必要がある(法第34条)。

一方、それ以外の業務については、公共サービス改革法によらず、地方自治法および地方自治法施行令に基づき条例または規則に手続きを規定することにより実施することができる。

図表 公共サービス改革法による官民競争入札等実施プロセス



出典:内閣府 公共サービス改革推進室作成

	地方公共団体が実施する 「官民競争入札」	地方公共団体が実施する 「民間競争入札」
法律の特例あり (特定公共サービス)	本法で規定	本法で規定
法律の特例なし	現行の地方自治法等において 対応可能	現行の地方自治法等において 対応可能

②地方公共団体における「市場化テスト」の定義について

公共サービス改革法に基づく地方公共団体の「市場化テスト」は、特定公共サービス分野を対象としたものであるが、現状地方公共団体において公共サービス改革法に基づく「市場化テスト」を実施した事例は存在していない。

しかし、公共サービスの改革に資する一連のプロセスとして、地方公共団体における「市場化テスト」に関する取組は既にいくつか行われている実態があるといえる。これらは、公共サービスの実施について民間からの提案を基にサービスの提供方法やあり方等についての見直し等を行う点に力点が置かれているものから、従来の公共調達では一般的ではない官民の競争によって公共サービス実施の効率化を目指す点に力点が置かれているものまで、多様である。(16頁参照)

わが国の地方公共団体における「市場化テスト」について、明確な定義があるわけではないが、現状の取組実態を踏まえ概念的に整理すると、

○広義の「市場化テスト」としては、公共サービス改革の実施に対して民間からの提案を受け付けてそのあり方を再考する【民間提案】に重きを置いたもの

○公共サービス改革の実施に競争の原理を導入する【官民競争】の部分を意識したもの

とが存在していると捉えることができる。

以下では、本報告書での「市場化テスト」の位置づけを明確にするため、『本報告書では、地方公共団体における「市場化テスト」とは、特に断りをしない限り、官民競争型の「市場化テスト」(「狭義の市場化テスト」)を指す』こととする。

なお、民間提案型の「市場化テスト」についても広義の「市場化テスト」として把握し、参考事例として取り上げる。

③地方公共団体における「市場化テスト」の導入分野

1) 公共サービス改革基本方針での位置付け

公共サービス改革法では、内閣総理大臣は、民間事業者や地方公共団体からの要望を踏まえ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画を、公共サービス改革基本方針において定めることとされている（法第7条）。平成20年3月現在、地方公共団体関係の業務で公共サービス改革基本方針に位置付けられている業務は、次表に示す通りであるが、今後、民間事業者や地方公共団体からの具体的な要望を受けて、対象となる業務の範囲は広がっていくものと考えられる。

図表 公共サービス改革基本方針における決定事項

地方公共団体関係業務	内容
1. 窓口関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6つの文書(住民票の写し、戸籍謄本など)の交付について、申請の受付、文書の引渡しに関する事務を、市場化テストにより民間委託できるよう、公共サービス改革法に「法律の特例」(特定公共サービス)を創設 ○ 都道府県による旅券の交付、警察による車庫証明の交付等について、申請の受付、文書の引渡しに関する事務を民間委託できることを明確化 ○ 登録・届出及びこれに伴う証明書の交付など24事項について、市町村の適正な管理の下においては、申請の受付、文書の引渡しに加え、台帳への記載、証明書の作成等に関する事務についても民間委託できることを明確化
2. 徴収関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の公金の徴収関連業務(電話・文書等による自主的納付の勧奨、居所不明者の住所の調査業務等)について、民間委託を行うことができる範囲の明確化や先進事例の周知を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①地方税、②国民健康保険料等、③公営住宅の滞納家賃、④公立病院の医業未収金
3. 公物管理関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の施設の維持管理業務について、地方公共団体の判断に基づき円滑・適切な民間委託が実施できるよう、手引きの作成・公表、先進事例の周知などを実施 <ul style="list-style-type: none"> ①水道施設、②工業用水道施設、③下水道関連施設
4. 統計調査関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が実施する次の統計調査関連業務について、民間開放を推進 <ul style="list-style-type: none"> ①総務省所管の指定統計調査(科学技術研究調査を除く) ②文部科学省所管の指定統計調査

出典:内閣府 公共サービス改革推進室

2) 英国における「市場化テスト」の対象業務分野

諸外国の地方政府レベルで「市場化テスト」が導入されてきたものとして、ここでは、英国の事例について紹介する。

1980年代以降のイギリスでは、地方政府での「市場化テスト」が段階的に導入されることとなった。その契機となったのは、1980年に制定された「地方自治・計画・土地法」であり、サッチャー政権下において肥大化した地方政府のコスト削減を目的に、法律により、地方政府による公共サービスの提供に「強制競争入札（Compulsory Competitive Tendering：CCT）」を導入したことが特徴である。

この制度は、地方政府が法により特定された公共サービスを提供する際には官民競争入札を義務付けるという徹底したものであった。CCTは段階的に対象事業を広げたり（現業部門の業務から企画部門の業務へ）、手順を見直したりすること等により、実施の拡大が行われていった。

図表 強制競争入札の対象分野

時期	強制競争入札対象サービス
1980	建築請負、公共建築物維持管理、道路維持管理(2万5千£超)、5万£超の下水建設
1988	ごみ収集、公共建築物清掃、道路清掃、学校給食、社会福祉施設給食、その他施設給食、公用車維持管理、グランド維持管理
1989	スポーツ・レジャー施設維持管理
1994	路上駐車場(パーキングメーター)管理、施設保安、公営住宅維持管理、法律関連事務、建築設計、不動産関連事務
1995	情報処理、財政、人事※

※注) 法定されたものの、全面実施には移されていない

出典：稲沢克祐著「自治体の市場化テスト」学陽書房（2006.6）

なお、サッチャー政権を引き継いだメージャー政権は、「質の競争（Competing for Quality）」、「市民憲章（Citizen's Charter）」等の政策指針に基づき、中央政府の業務にも「市場化テスト」を導入し中央省庁の効率性向上に寄与した。その後、1997年に保守党から労働党のブレア政権に変わり、CCTの強制的側面は「1999年地方政府法」により廃止されたが、競争そのものの価値は否定されたわけではなく、官民競争入札も一つの手法として認知され、活用されている。

3) わが国における民間開放・民間活力導入の実態

わが国においても、一連の行政改革の流れの中で、公共サービスの実施には様々な民間開放や民間活力の導入が行われている。総務省が行った地方公共団体における民間開放・民間活力導入の実態に関する調査では、以下のような状況が報告されている。

図表 外部委託の実施状況

① 都道府県における民間委託（事務事業）の実施状況（委託実施団体の比率）

事務事業名	委託率(時点)		
	H19. 4. 1	H16年度末	H15. 4. 1
本庁舎の清掃	100%	100%	100%
本庁舎の夜間警備	85%	83%	81%
案内・受付業務	67%	62%	53%
電話交換業務	69%	69%	42%
公用車運転	70%	57%	21%
学校給食(調理)	83%	78%	72%
学校給食(運搬)	91%	82%	—
学校用務員事務	36%	34%	23%
水道メータ検針	83%	83%	50%
道路維持補修・清掃等	100%	98%	94%
ホームページ作成・運営	100%	98%	85%
調査・集計	100%	100%	—
総務関係事務	66%	53%	—

※委託実施団体の比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100

出典：総務省「集中改革プラン」及び「18年指針」の取組状況について(平成19年9月21日)

② 政令指定都市における民間委託（事務事業）の実施状況（委託実施団体の比率）

事務事業名	委託率(時点)		
	H19. 4. 1	H16年度末	H15. 4. 1
本庁舎の清掃	100%	100%	100%
本庁舎の夜間警備	100%	100%	85%
案内・受付業務	88%	85%	85%
電話交換業務	71%	69%	69%
公用車運転	65%	62%	23%
し尿収集	82%	77%	77%
一般ごみ収集	94%	92%	77%
学校給食(調理)	100%	92%	92%
学校給食(運搬)	100%	100%	—
学校用務員事務	24%	15%	8%
水道メータ検針	100%	100%	100%
道路維持補修・清掃等	100%	100%	100%
ホームヘルパー派遣事業	100%	100%	100%
在宅配食サービス	100%	100%	100%
情報処理・庁内情報システム維持	100%	100%	100%

ホームページ作成、運営	100%	100%	92%
調査・集計	100%	100%	—
総務関係事務	77%	77%	—

※委託実施団体の比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100

出典：総務省「集中改革プラン」及び「18年指針」の取組状況について（平成19年9月21日）

③ 市町村における民間委託（事務事業）の実施状況（委託実施団体の比率）

事務事業名	委託率（時点）		
	H19. 4. 1	H16年度末	H15. 4. 1
本庁舎の清掃	88%	87%	86%
本庁舎の夜間警備	79%	75%	71%
案内・受付業務	25%	20%	20%
電話交換業務	39%	33%	33%
公用車運転	43%	35%	29%
し尿収集	90%	88%	78%
一般ごみ収集	93%	90%	84%
学校給食（調理）	42%	30%	—
学校給食（運搬）	67%	53%	—
学校用務員事務	28%	23%	20%
水道メータ検針	91%	87%	82%
道路維持補修・清掃等	81%	76%	67%
ホームヘルパー派遣事業	97%	94%	91%
在宅配食サービス	99%	98%	96%
情報処理・庁内情報システム維持	94%	91%	82%
ホームページ作成、運営	51%	51%	48%
調査・集計	54%	51%	—
総務関係事務	28%	27%	—

※委託実施団体の比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100

出典：総務省「集中改革プラン」及び「18年指針」の取組状況について（平成19年9月21日）

図表 外部委託の実施状況

④ 施設の運営事務の委託

a: 委託を実施施設している施設の比率 b: aのうち全部委託実施施設の比率

施設名	市区町村総計																前回調査時 (H10.4) 委託実施施設 の比率 市区町村総計	
			政令指定都市		中核市		特別市		人口10万以上 の市		その他の市		町村		特別区			
	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b		
保育所	60%	6%	86%	9%	74%	3%	72%	4%	78%	6%	62%	9%	46%	5%	67%	2%	56%	4%
児童館	71%	30%	98%	82%	76%	45%	87%	45%	82%	25%	67%	23%	54%	16%	80%	12%	66%	24%
養護老人ホーム	70%	29%	82%	41%	100%	40%	88%	36%	82%	37%	77%	28%	61%	26%	100%	100%	66%	27%
温泉健康センター	88%	58%	100%	100%	100%	84%	100%	78%	100%	76%	95%	62%	85%	55%	100%	38%	84%	57%
ごみ処理施設	74%	17%	88%	6%	96%	3%	93%	10%	95%	10%	85%	15%	66%	19%	—	—	60%	14%
下水終末処理施設	92%	36%	99%	16%	98%	14%	94%	24%	98%	23%	97%	31%	90%	39%	—	—	79%	23%
体育館	75%	24%	100%	93%	89%	57%	84%	40%	92%	58%	92%	36%	65%	9%	100%	73%	67%	21%
陸上競技場	75%	30%	100%	82%	100%	68%	81%	51%	95%	49%	85%	42%	63%	15%	94%	47%	65%	25%
プール	76%	34%	89%	84%	95%	73%	96%	56%	95%	59%	90%	43%	63%	15%	100%	66%	66%	28%
公民館	73%	14%	100%	41%	88%	4%	87%	2%	81%	9%	73%	12%	64%	17%	100%	40%	62%	12%
図書館	74%	3%	96%	17%	95%	0%	84%	4%	91%	5%	83%	2%	57%	3%	89%	0%	70%	3%
都市公園	91%	22%	96%	26%	90%	16%	86%	6%	91%	24%	91%	34%	84%	17%	96%	15%	77%	17%
市民会館・公会堂	88%	41%	98%	67%	99%	54%	94%	47%	99%	67%	98%	51%	80%	30%	87%	51%	80%	29%
病院	90%	4%	100%	5%	97%	9%	100%	0%	100%	5%	97%	4%	84%	3%	—	—	77%	2%
診療所	63%	18%	98%	46%	85%	15%	91%	32%	86%	28%	73%	11%	53%	16%	98%	55%	49%	17%
駐車場・駐輪場	79%	46%	99%	87%	87%	56%	91%	58%	91%	55%	82%	30%	49%	17%	78%	60%	67%	37%
コミュニティーセンター	90%	59%	100%	96%	99%	62%	75%	52%	95%	50%	95%	71%	85%	52%	96%	59%	80%	56%

(注1)委託実施施設の比率＝委託している施設数(運営事務の一部を委託している施設を含む)÷施設の総数×100

うち全部委託実施施設の比率＝運営事務の全てを委託している施設数÷施設の総数×100

(注2)該当する施設がない場合には、上表中「—」と表記している。

出典:総務省 市区町村における事務の外部委託の実施状況(平成16年3月25日)